

守山市教育委員会会議録

令和 7 年第 3 回定例会
(令和 7 年 3 月 27 日)

守山市教育委員会

令和 7 年第 3 回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和 7 年 3 月 27 日（木）

開会時刻 午後 1 時 30 分

閉会時刻 午後 2 時 20 分

○ 場 所 守山市役所 2 階 防災会議室

○ 出席委員等 教育長 辻 本 長 一

委 員 福 田 正 悟

委 員 里 内 緑

委 員 吉 田 郁 雄

委 員 高 倉 直 子

○ 説 明 員

教育部長	飯 島 秀 子	教育部理事	小 川 靖 子
教育部次長	神 藤 高 敏	教育部次長	池 田 あづさ
教育総務課長	寺 畑 学	学校教育課長	岡 田 伊津子
学校教育課教職員担当課長	大 崎 寿	保育幼稚園課長	遠 山 純 一
保育幼稚園課幼保指導担当課長	吉 澤 有 里	文化財保護課長	池 内 秀 明
社会教育・文化振興課長	正 江 茂 文	図書館長	松 本 孝 子

教育長	(開会：午後 1 時 30 分) それでは、只今、定足数に達しておりますから、これより令和 7 年第 3 回教育委員会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。 日程第 1、令和 7 年第 2 回教育委員会定例会会議録の承認について、ご意見等はありませんか。 ないようでありますので、令和 7 年第 2 回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして、承認いたします。 次に、日程第 2、教育長の業務報告を致します。 【教育長 業務報告】
教育長	只今の業務報告につきまして、ご質問等ありませんか。 ないようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。 これより、日程第 3、審議事項に入ります。 それでは、議第 9 号「委員会および教育機関の職員の任免に係る教育長の臨時代理の承認について」の件を議題と致します。 議第 9 号議案の説明の前に発議をいたします。 議第 9 号議案の審議につきましては、人事案件であることから、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 号および守山市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項に定めます、非公開とすることについて決議を求めます。 このことに対し、ご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
教育長	それでは、議第 9 号の審議につきましては、非公開とします。 議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	それでは、只今の説明に対しご質問等ありませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 9 号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 次に、議第 10 号「守山市文化財保護審議会委員の任命に係る臨時代理の承認について」の件を議題と致します。 文化財保護課長から提出議案の説明を求めます。
文化財保護課長	【文化財保護課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対しご質問等ございませんか。 ないようでありますので、質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 10 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 次に、議第 11 号「令和 7 年度守山市教育基本方針の策定について」の件を議題と致します。 議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。それでは、議第 11 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。 次に、議第 12 号「令和 7 年度(2025 年度)守山市人権・同和教育基本

学校教育課長	方針の策定について」の件を議題と致します。 議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。 【学校教育課長が資料により説明】
教育長	では、只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、質疑を終わり採決致します。 お諮りします。それでは、議第 12 号については、原案のとおり決することに ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。 次に、議第 13 号「守山市生涯学習・教育研究センターの管理および 運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題と 致します。 議件について、社会教育・文化振興課長から提出議案の説明を求めま す。
社会教育・文化 振興課長	【社会教育・文化振興課長が資料により説明】 只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、質疑を終わり採決致します。 お諮りします。それでは、議第 13 号については、原案のとおり決す ることにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。 次に、議第 14 号「守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見につ いて」の件を議題と致します。 議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】

教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。
吉田委員	委員の再任は妨げないとして、最長で何年就任可能など一定のルールはありますか。
教育部長	最長 12 年を限度とするなど、一定の目途はあります。 しかしながら、社会教育委員の中川先生に関しては再任時 12 年目、プラス 1 年は 2 年任期という関係もあり特別に 13 年間お願いしています。
教育長	他にございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 14 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。 これで審議事項を終ります。 次に、日程第 4、報告事項に移ります。 まず、「令和 7 年守山市議会 3 月定例会議会教育委員会関係質疑質問の概要について」、時間の都合上、説明はしませんが、ご質問等ございませんか。
吉田委員	会議資料 8 ページの学校の空調整備では、特例交付金よりも緊急防災・減災事業債のほうが有利だと答弁されています。 16 ページでは小学校体育館のエアコン設置に早期に取り組むことは難しいと答弁されています。つまり、緊急防災・減災事業債のほうが有利だが、財源がないため早期に取り組むことができないと理解したらよろしいか。
教育総務課長	おっしゃるとおりでございまして、他の事業との兼ね合いもあり、財政上は現時点では小学校の取組までは難しいという答弁でございます。

吉田委員	特例交付金のメリットはありますか。
教育総務課長	文部科学省から既に施設整備に係る補助金や交付金があり、それを拡充した特例交付金と緊急防災・減災事業債を比較した結果、起債のほうにメリットがあり、せっかく創設された特例交付金ですが、そのメニューに取り組む自治体については、県内でも少ないところでございます。
吉田委員	財政上の事情はあると理解できますけれども、できるだけ早く小学校にも空調を整備して欲しいと思います。
教育長	早期に取り組むことは難しいですが、しっかりと検討してまいりたいと思っております。
里内委員	会議資料5ページの新野議員の放課後の居場所づくり事業について質問です。学校施設を利用して、放課後児童クラブの利用に関わらず児童の放課後居場所づくりを検討しているということですが、どのようなものをイメージされていますか。 また、当事業のためのプロジェクトチームは令和7年度に結成して検討していくということですか。 あわせて、玉津小学校と中洲小学校にて検討ということですが、両校児童数が増えているため学校施設を活用することが現実的に可能か伺いたいです。
教育部理事	現在、放課後児童クラブのニーズが高まっており、なかなか入所できないお子さんもいらっしゃる中で今後どうするのかということがこの事業のスタートです。令和7年度にプロジェクトチームを発足して、こども家庭部・教育委員会・財政課・企画政策課など全庁的に取り組んでいきたいと考えていますし、もちろん玉津小学校および中洲小学校の先生方にも入っていただき現場の声を聞かせていただきたいと思います。具体的にはこれから検討するためイメージが難しいと思いますが、学校等と相談しながら空き教室や特別教室を活用して放課後児童クラブ利用者を含めた児童全員を対象とした居場所づくりができないか検討していきたいと考えています。今年度は東京都板橋区や南あわじ市の先進地にも視察に行かせていただきましたので、今後は先駆的な取組を参考にさせていただいたり、コンサル会社を活用し守山市の学校や地域の実情、課題の洗い出しをしながら方向性を考えていきたいと思いま

	す。
里内委員	放課後児童クラブ利用料は保護者が費用負担していますよね。
教育部理事	そうですね。
里内委員	放課後児童クラブに通っていない児童は家で過ごしますが、その両者が使える場の提供というイメージですか。
教育部理事	そちらも含めて検討中でして、先駆的に実施されているところを参考にして地域の人材を活用できるようなメニューづくりに取り組んでいきたいと考えています。
教育長	他にご質問はございませんか。 ないようでありますので、次に「守山市民ホール大規模改修に係るプロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」を、社会教育・文化振興課長から説明を求めます。
社会教育・文化振興課長	【社会教育・文化振興課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、次に「（仮称）守山市民運動公園屋内温水プール整備に係るプロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」を、教育総務課長から説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、事務局のほうから、他に報告事項はありませんか。
事務局	ございません。
教育長	それでは、これで報告事項を終わります。 次に、日程第５、その他事項に移ります。 まず、「守山市地域総合センター運営審議会委員の推薦について」教

	育総務課長から説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の件につきましては、さきに通知がありましたので会議前に協議をいたしました。その結果、守山市地域総合センター運営審議会委員には、吉田委員にお願いすることになりましたことを報告いたします。 吉田委員、どうぞよろしくお願いいたします。 次に、「守山市同和対策推進協議会委員の推薦について」教育総務課長から説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の件につきまして、さきに通知がありましたので会議前に協議をいたしました。その結果、守山市同和対策推進協議会委員には、高倉委員にお願いすることになりましたことを報告いたします。 高倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。 次に「寄付採納一覧について」、「教育委員会関係行事等について」および「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。
里内委員	3月に吉身小学校に対して株式会社丸商および株式会社京都銀行からそれぞれ液晶テレビセットを寄付いただいたのは、偶然でしょうか。
教育部長	これは京都銀行SDGs私募債というのがありまして、私募債発行手数料の一部で備品を購入して私募債発行企業が指定する学校へ寄付できるという仕組みです。この仕組みを利用して丸商様が吉身小学校を指定して京都銀行様よりご寄付いただきました。その後、折角の機会ですのでもう少しと丸商様より併せて同じものいただいたということです。これは偶然ではなく、丸商様の意思によって丸商様と京都銀行様が吉身小学校へ寄付されたものです。
教育長	他にご質問等ございませんか。 事務局のほうからその他、ありませんか。
事務局	ございません。

教育長	これで、その他事項を終わります。 これもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。 次回、令和7年、第4回守山市教育委員会定例会は、4月22日(火)午後1時30分より守山市役所2階防災会議室にて開催しますので、委員の皆様、よろしくお願い致します。 [閉会 午後2時20分]
-----	---